

物品（物件）売買契約書（案）

1	物品（物件）名	宝塚市営火葬場残骨灰から分別された貴金属
2	引渡場所	宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所 環境部 生活環境課
3	引渡期日	令和7年（2025年）●月 ●●日（●）
4	契約金額	¥●, ●●●, ●●●- うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥●●●, ●●●-
5	契約保証金	免除

上記の物品（物件）の売買について、別添の条項および仕様書等によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年（2025年）年 ●月 ●●日

売主（甲）
宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 森 臨太郎

買主（乙）
(住所)

(氏名)

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約と仕様書で記載内容に相違あるときには、仕様書の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(売買物件の現状引渡し)

- 第2条 甲は、売買物件を現状のまま乙に引き渡し、乙は、これを受け取るものとする。

(売買代金の額及び納入)

- 第3条 乙は甲が定める納付書によって、記載されている期限までに宝塚市指定（指定代理・収納代理）金融機関に一括して納入するものとする。

(契約保証金の免除)

- 第4条 この契約における契約保証金は免除する。

(売買物件の引渡し等)

- 第5条 甲は、第3条に定める売買代金の納入を確認後、売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。
- 2 売買物件の引渡し日時は甲、乙協議のうえ決定することとする。
- 3 乙は、売買物件の引渡し後遅滞なく、売買物件を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

(所有権移転)

- 第6条 売払物件の所有権は、引渡しをもって、甲から乙に移転するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第7条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を譲渡し、又は担保にしてはならない。

(契約不適合責任)

- 第8条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた売買物件について、

種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(危険負担等)

第9条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失した場合で、売買物件の引渡しが無能となったときは、乙は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することができる。

2 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由によつて滅失した場合、乙は、売買代金の減額を請求することができない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納付済みの金員を速やかに返還する。ただし、返還する金員には利息を付さない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を催告なく解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) この契約の締結又は履行について、乙又はその従業員に不正の行為があったとき。

(3) 乙が破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき。

(契約解除による違約金)

第11条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、売払金額の10分の10に相当する額の違約金を甲の定める期日までに納めなければならない。

(返還金等)

第12条 甲は、第10条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、第11条の規定により乙に対して違約金債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と乙の甲に対する売買代金返還債権の全部又は一部とを対等額にて相殺することができる。

(暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項)

第14条 乙は、この契約を締結するにあたり暴力団等排除の取扱いについて、別紙誓約書を提出し、遵守しなければならない。

(この契約に定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（宝塚市の条例、規則等を含む）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

(雑則)

第16条 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。